

○ 農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第995号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（傍線部分は改正箇所）

改正後(新)	現 行 (旧)
<p>第3 第2の2(1)の対象資金の代位弁済に充てる経費のための資金(以下「資金」という。)の運用管理</p> <p>1 基金協会は、次の方法により資金を運用できるものとする。</p> <p>(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託</p> <p>(2) 国債証券、地方債証券又は昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号(農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券)に定める有価証券の保有</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3 第2の2(1)の対象資金の代位弁済に充てる経費のための資金(以下「資金」という。)の運用管理</p> <p>1 基金協会は、次の方法により資金を運用できるものとする。</p> <p>(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合、<u>農業協同組合連合会</u>、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は金銭信託</p> <p>(2) 国債証券、地方債証券又は<u>農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)第9条第2号の規定に基づき、同号の主務大臣の定める有価証券を指定する等の件(昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号)</u>に定める有価証券の保有</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第4 資金に係る管理計画の作成等</p> <p>1 事業実施主体は、毎年度、別記様式第1号により、資金の運用管理及び本事業に関する管理計画を定め、当該年度開始前に地方農政局長(北海道農業信用基金協会にあっては経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。)に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、毎年度、資金の運用管理及び本事業について、別記様式第2号により当該年度の管理運用実績報告書を作成し、当該年度終了後2か月以内に地方農政局長に提出するものとする。</p> <p>3 事業実施主体は、1の管理計画を変更しようとする場合には、別記様式第3号による管理計画変更承認申請書を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 事業実施主体は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、その理由と資金の運用管理及び本事業の遂行状況を記載した書類を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>第4 資金に係る管理計画の作成等</p> <p>1 事業実施主体は、毎年度、別記様式第1号により、資金の運用管理及び本事業に関する管理計画を定め、当該年度開始前に<u>正副2部</u>を地方農政局長(北海道農業信用基金協会にあっては経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。)に提出して承認を受けなければならない。</p> <p>2 事業実施主体は、毎年度、資金の運用管理及び本事業について、別記様式第2号により当該年度の管理運用実績報告書を作成し、当該年度終了後2か月以内に<u>正副2部</u>を地方農政局長に提出するものとする。</p> <p>3 事業実施主体は、1の管理計画を変更しようとする場合には、別記様式第3号による管理計画変更承認申請書<u>正副2部</u>を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>4 事業実施主体は、本事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合には、その理由と資金の運用管理及び本事業の遂行状況を記載した書類<u>正副2部</u>を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。</p>

5 事業実施主体は、本事業が完了した場合は、別記様式第4号により事業完了実績報告書を作成し、事業完了後2か月以内に地方農政局長に提出するものとする。

別記様式 第1号 (第4の1関係)

年度 農業経営維持支援緊急保証事業資金管理計画書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

(以下略)

別記様式 第2号 (第4の2関係)

年度 農業経営維持支援緊急保証事業資金管理実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

5 事業実施主体は、本事業が完了した場合は、別記様式第4号により事業完了実績報告書を作成し、事業完了後2か月以内に正副2部を地方農政局長に提出するものとする。

別記様式 第1号 (第4の1関係)

令和 年度 農業経営維持支援緊急保証事業資金管理計画書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

(以下略)

別記様式 第2号 (第4の2関係)

令和 年度 農業経営維持支援緊急保証事業資金管理実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

(以下略)

別記様式 第3号 (第4の3関係)

年度 農業経営維持支援緊急保証事業資金管理計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

年 月 日付け 第 号で承認の通知があった上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第4の3の規定に基づき承認を申請する。

(以下略)

別記様式 第4号 (第4の5関係)

年度 農業経営維持支援緊急保証事業完了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所

(以下略)

別記様式 第3号 (第4の3関係)

令和 年度 農業経営維持支援緊急保証事業資金管理計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所
〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

令和 年 月 日付け 第 号で承認の通知があった上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第4の3の規定に基づき承認を申請する。

(以下略)

別記様式 第4号 (第4の5関係)

令和 年度 農業経営維持支援緊急保証事業完了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所

〇〇〇農業信用基金協会会長理事 (削る)

(以下略)

〇〇〇農業信用基金協会会長理事 印

(以下略)

附 則 (令和3年3月29日2経営第2994号)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。